

改正後（案）	改正前																				
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 協議会の会議に関する事項</p> <p>(2) 協議会の資料作成に関する事項</p> <p>(3) 協議会の庶務に関する事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項</p> <p>（職員等）</p> <p>第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、<u>富田林市の交通政策担当部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、<u>富田林市の交通政策担当職員</u>をもって充てる。</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、会長が必要と認められる事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 事務局の運営に関する事項</p> <p>(2) 協議会の会議の開催及び運営に関する事項</p> <p>(3) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事項</p> <p>(4) 物品及び現金の出納に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、事務局の運営に関して必要な事項</p> <p>2 前項の専決における取扱いについては、富田林市事務専決及び代決規程（昭和49年富田林市規程第2号）の例による。ただし、市長の決裁事項及び副市長の専決事項に該当する事項については、会長の決裁を受けなければならない。</p> <p>（文書）</p> <p>第5条 事務局における文書の取扱いについては、富田林市文書取扱規則（昭和55年富田林市規則第2号）の例による。</p> <p>（公印）</p> <p>第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、書体、寸法、用途及び管理者は、別表のとおりとする。</p> <p>2 協議会の公印の取扱いについては、富田林市公印規則（昭和31年富田林市規則第3号）の例による。</p> <p>（補則）</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和5年10月5日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年2月2日から施行する。</u></p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">書体</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">富田林市・太子町・河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会会長印</td> <td style="text-align: center;">てん書</td> <td style="text-align: center;">24mm ×24mm</td> <td style="text-align: center;">会長名を もって発 する文書</td> <td style="text-align: center;">事務局長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	書体	寸法	用途	管理者	富田林市・太子町・河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会会長印	てん書	24mm ×24mm	会長名を もって発 する文書	事務局長	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 協議会の会議に関する事項</p> <p>(2) 協議会の資料作成に関する事項</p> <p>(3) 協議会の庶務に関する事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項</p> <p>（職員等）</p> <p>第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、富田林市産業まちづくり部長をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、<u>富田林市産業まちづくり部道路交通課の交通政策担当職員</u>をもって充てる。</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、会長が必要と認められる事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 事務局の運営に関する事項</p> <p>(2) 協議会の会議の開催及び運営に関する事項</p> <p>(3) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事項</p> <p>(4) 物品及び現金の出納に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、事務局の運営に関して必要な事項</p> <p>2 前項の専決における取扱いについては、富田林市事務専決及び代決規程（昭和49年富田林市規程第2号）の例による。ただし、市長の決裁事項及び副市長の専決事項に該当する事項については、会長の決裁を受けなければならない。</p> <p>（文書）</p> <p>第5条 事務局における文書の取扱いについては、富田林市文書取扱規則（昭和55年富田林市規則第2号）の例による。</p> <p>（公印）</p> <p>第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、書体、寸法、用途及び管理者は、別表のとおりとする。</p> <p>2 協議会の公印の取扱いについては、富田林市公印規則（昭和31年富田林市規則第3号）の例による。</p> <p>（補則）</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和5年10月5日から施行する。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">書体</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">富田林市・太子町・河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会会長印</td> <td style="text-align: center;">てん書</td> <td style="text-align: center;">24mm ×24mm</td> <td style="text-align: center;">会長名を もって発 する文書</td> <td style="text-align: center;">事務局長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	書体	寸法	用途	管理者	富田林市・太子町・河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会会長印	てん書	24mm ×24mm	会長名を もって発 する文書	事務局長
名称	書体	寸法	用途	管理者																	
富田林市・太子町・河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会会長印	てん書	24mm ×24mm	会長名を もって発 する文書	事務局長																	
名称	書体	寸法	用途	管理者																	
富田林市・太子町・河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会会長印	てん書	24mm ×24mm	会長名を もって発 する文書	事務局長																	